

教育カードローン規定

借主は、株式会社かんそうしん(以下「保証会社」という)の保証に基づき、株式会社富山第一銀行(以下「銀行」という)と「教育カードローン」を取引するについて次の条項を約定いたします(以下「本規定」という)。

第1条(契約の成立)

- 1.本契約は借主からの申込を銀行が審査のうえ承諾し、カードローンの開設手続きが銀行にて完了した時点を契約日として成立するものとします。
- 2.契約日の通知は、借主へ個別には行いません。契約日の確認が必要な場合は、借主より銀行へ照会するものとします。
- 3.契約日より1ヶ月経過した時点でカードが届かない場合やお受取りいただけない場合、銀行は借主からの了解および通知することなしに本契約を不成立とし契約解除の手続きを行うこととします。
- 4.この契約による個別の借入契約は、銀行から金銭が交付されたときに、個別に成立するものとします。

第2条(取引の開設等)

- 1.この契約によるカードローン取引(以下「この取引」という)は、銀行の本支店のうち、当店(以下「取扱店」という)のみで開設するものとします。
- 2.カードローン取引は、銀行が認める他のカードローン取引以外はこの取引のみとします。
- 3.銀行は、この取引に使用するためのローンカードを発行するものとします。
- 4.銀行はこの取引に代理人のためのローンカードを発行しません。

第3条(取引の方法・規定の準用)

- 1.この取引は、当座貸越取引とし、この取引専用のカードローン口座(以下「ローン口座」という)で行うものとします。
- 2.この取引は、ローンカードを使用して現金自動預入払出機(以下「ATM」という)による貸越金の出金、届出印および払戻請求書の提示による貸越金の出金、第7条による利息支払および第8条による返済によるものとし、小切手、手形の振出しまたは引き受けは行いません。
- 3.ローンカード・ATMの取扱いについては、本規定の約定のほか、別に定めたキャッシュカード規定を準用するものとします。

第4条(資金使途・退学等通知義務)

- 1.この取引によって借入できる資金の使途は、「教育関連資金および仕送り費用等の教育関連資金に付随する費用」に限るものとします。
- 2.借入教育資金対象者が退学した(学籍を失った)場合には、借主はその旨を銀行に届出るものとし、この取引による債務全額について、直ちに一括返済するかまたは証書貸付に切り替え返済を開始するものとします。

第5条（貸越極度額）

- 1.この契約による貸越極度額（以下「極度額」という）は借入要項に定めるとおりとします。利息および保証料の組み入れなど銀行がやむを得ないものと認めて極度額を超えて借主に当座貸越をおこなった場合も、この契約の各条項が適用されるものとし、直ちに極度額を超える金額を支払うものとしします。
- 2.銀行は前項にかかわらず、この契約の極度額を増額または減額できるものとしします。この場合、銀行は、新しい極度額および変更日を借主に通知するものとしします。
- 3.この取引に対して第7条による利息支払が遅延した場合は、前各項の極度額にかかわらず銀行の定める日をもってこの取引による新たな借入れはできないものとしします。

第6条（契約期限）

- 1.この取引の期限は借入要項に定める契約期限のとおりとします。
- 2.前項の契約期限が到来した場合は次のとおりとします。
 - ①借主は契約期限の日以降、新たな貸越金の出金は行えません。
 - ②借主は契約期限の日までにこの取引による債務全額について、返済を行うか、または証書貸付に切り替えた上で同証書貸付に基づく借入金をローン口座に直接入金することにより本取引による残債務の返済にあてるものとし、これにより本取引による債務全額の返済が行われた時点でこの取引は当然に解約されたものとしします。
 - ③契約期限にこの取引による債務がない場合は、その翌営業日にこの取引は当然に解約されるものとしします。
 - ④借主はローンカードを銀行に返却または銀行が認める方法により専用カードを破棄するものとしします。

第7条（貸越金利息および損害金）

- 1.この取引による貸越金の利息（保証料を含む）は付利単位を100円とし、毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下「利息支払日」という）に銀行所定の利率を用いて次の計算方法により算出のうえ、借入要項に定める返済用預金口座より引落すものとしします。

$$\frac{\text{毎月利息支払日から当月利息支払日の前日までの毎日の最終の当座貸越残高の合計額}}{365 \text{ 日}} \times \text{年利率}$$

- 2.金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は貸越利率を、一般に行われる程度のものに変更することができるものとしします。
- 3.銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

第8条（返済）

この契約による貸越金の返済は、ローン口座へ直接入金することにより、随時に任意の金額を返済することとします。

第9条（自動引落とし）

- 1.第6条に定める契約期限の到来に伴う残債務の返済、ならびに第7条による利息の支払い

は、返済用預金口座から預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落としの方法により行います。ただし、第7条による利息の支払いについては、返済用預金口座の残高が利息支払額（損害金の支払いが必要な場合にはそれを加えたもの）に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いを行わないものとします。

2.第1項の自動引き落としが利息支払日にできない場合においても、銀行は利息支払日以降いつでも第1項と同様の方法により取扱いできるものとします。

3.前各項の手続において、返済用預金口座にほかに支払請求があった場合、または銀行に対するほかの約定返済がある場合には、支払または返済の順序については銀行の任意とするものとします。

第10条（利率の変更）

1.借入利率は、銀行の短期プライムレートを基準として基準金利の変動に応じ引上げ引下げられることに同意します。

2.第1項により借入利率を変更するほか、銀行の短期プライムレートの廃止、その他相当の事由が生じた場合には、銀行の短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることに同意します。

3.第1項に定める借入利率の変動幅は、基準金利の変動幅と同一とします。

4.借入利率の変動による新借入利率の適用開始日は、銀行所定の日とします。

第11条（期限前の全額返済義務）

1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

①第7条に定める貸越金利息の支払いを遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに利息金支払相当額を支払わなかったとき。

②保証会社から保証の中止、または解約の申出があったとき。

③支払を停止したとき。

④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

⑤破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類似する法的整理の申立があったとき。

⑥預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が発送されたとき。

⑦住所変更の届出を怠り、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到達しなくなるなど、借主の責めに帰すべき事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。

2.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額についての期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

①銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

②この規定に違反したとき。

③この契約の申込手続その他この契約を申し込むにあたり虚偽があったとき。

④前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

3.前2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3.借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4.第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は銀行になんらの請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第13条（減額・中止・解約等）

1. 第11条第1項もしくは第2項の各号のいずれか一つの事由が生じたとき、借主が暴力団員

等もしくは第12条第1項各号のいずれかに該当したとき、第12条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または第12条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも極度額を減額し、当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。

2.借主はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。

3.返済用預金口座を解約する場合には、本取引は当然終了するものとします。

4.本取引が終了し、または解約された場合、借主は直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。

5.借主が死亡し、本契約に基づく貸越金利息等を含む貸越残高がない場合は、相続人の了解および通知することなしに解約できるものとします。

6.本取引が終了しまたは解約された場合には、ローン口座は自動的に解約されるものとし、借主は、専用カードを銀行に返却または銀行が認める方法により専用カードを破棄するものとします。

第14条（銀行からの相殺）

1.銀行は、この契約による債務を返済しなければならない場合は、その債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。

2.銀行が前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第15条（借主からの相殺）

1.借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2.借主が前項によって相殺する場合、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。

3.借主が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第16条（債務の返済等にあてる順序）

1.銀行から相殺する場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して、異議を述べないものとします。

2.借主から返済または相殺をする場合には、この契約による債務のほか銀行取引上の他の

債務があるときには、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して、異議を述べないものとします。

3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4.第2項のなお書きまたは第3項によって、銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって、証書その他書類が紛失、滅失また損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

第18条（印鑑照合）

銀行が、この取引において諸届その他の書類に使用された印影を、この契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取扱ったとき、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第19条（費用の負担）

借主に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。

第20条（諸費用の引落し）

銀行は、この契約に関して借主が負担すべき印紙代、保証料、事務取扱手数料などの一切の費用および前条に定める費用については、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、借主の返済用預金口座から払戻のうえ、自動引き落としができます。

第21条（届出事項）

1.氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届出るものとします。

2.借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後の届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第22条（成年後見人等の届出）

次の各号の事由が生じた場合には、借主、補助人、保佐人または後見人は、直ちに書面等により、その旨を銀行に届け出るものとします。

- ①借主について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき。
- ②借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたとき。
- ③家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
- ④前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。

第23条（報告および調査）

- 1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
- 2.借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第24条（管理回収の委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第25条（準拠法・合意管轄）

この契約およびこの契約に基づく借主と銀行の間の諸取引の契約準拠法を日本法とします。本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第26条（契約の変更）

- 1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2.第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(R6.8.15)